

競争参加者の資格に関する公示

佐世保(5)崎辺浚渫等工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和5年9月27日

九州防衛局長
(公印省略)

- 1 工事名 佐世保(5)崎辺浚渫等工事
- 2 工事場所 長崎県佐世保市
- 3 工事概要 本工事の概要は以下のとおり。
海上自衛隊崎辺東地区における浚渫・埋立・土捨工等を施工するものである。
 - ・浚渫工 約140,000m³
 - ・埋立工 約20,000m³
 - ・土捨工 約120,000m³
 - ・汚濁防止膜設置工（撤去 約1,900m、設置 約2,100m）
- 4 工期 令和8年5月29日まで
- 5 競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の交付期間等
 - (1) 交付期間 令和5年9月27日から令和5年12月13日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、9時から18時まで。ただし、最終日は17時まで。
 - (2) 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター
<https://www.dfeg.mod.go.jp>
 - (3) その他 特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。
- 6 申請書の提出
 - (1) 提出期間 令和5年9月27日から令和5年10月20日までの行政機関の休日を除く毎日、9時から17時まで（12時から13時までの間を除く）。ただし、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）若しくは電子メールによる場合は令和5年10月20日17時迄必着とする。
なお、令和5年10月21日以降も当該工事に係る開札の時まで随時受け付けるが、開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
 - (2) 提出場所
〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎
九州防衛局総務部契約課

TEL 092-483-8829 FAX 092-472-2345

メールアドレス ks-keiyaku@ext.kyushu.rdb.mod.go.jp

(3) 提出方法 申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送等若しくは電子メールにより提出すること。なお、電子メールにより提出する場合は、(2)へ電話連絡するものとする。

ア 総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で令和5・6年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ 共同企業体協定書の写し

ウ 下記7(2)アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和5年9月27日付支出負担行為担当官九州防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別冊様式第2-1と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

(4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7 特定建設工事共同企業体としての資格

(1) 特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者2又は3社の組合せとする。

ア 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「しゅんせつ工事及び(又は)土木一式工事」で級別の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望している（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

※上記、(又は)：特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員を指す（以下同じ。）。

イ 代表者は、防衛省競争参加資格の「しゅんせつ工事及び土木一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数）がしゅんせつ工事：1,100点以上及び土木一式工事：1,200点以上であること。

代表者以外の構成員は、防衛省競争参加資格の「しゅんせつ工事又は土木一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数）が、しゅんせつ工事：870点以上又は土木一式工事：990点以上であること。

ウ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、九州防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）（防整施(事)第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若し

くは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(2) 構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 代表者は、平成20年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、グラブ浚渫船を使用した50,000m³以上の浚渫工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績を使用する場合は、2者による企業体にあつては出資比率が30%以上、3者以上による企業体にあつては出資比率が20%以上のものに限る。）。

ただし、代表者以外の構成員は、平成20年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、造成工事又は港湾土木工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績を使用する場合は、2者による企業体にあつては出資比率が30%以上、3者以上による企業体にあつては出資比率が20%以上のものに限る。）。

イ 建設業法のしゅんせつ工事及び(又は)土木一式工事につき許可を有しての営業年数が5年以上であること。

ウ しゅんせつ工事及び(又は)土木一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

(3) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの10分の6以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者の要件

代表者は、(2)アの代表者に求める施工実績及び配置予定技術者の条件を有するものとする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

8 競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記7(1)ア及びイに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記6により申請することができる。この場合、上記7(1)ア及びイに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記7(1)ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記7(1)ア及びイに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記7(1)ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

9 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後3か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の受注者以外の者であつては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11 その他

- (1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「佐世保(5)崎辺浚渫等工事〇〇〇建設・〇〇〇建設・〇〇〇建設建設共同企業体」とする。
- (2) 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時に於いて、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。